

第24回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年8月18日
 告示番号 第17号
 会議年月日 令和5年8月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 千葉 淳

本日の案件 第24回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議長	本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第24回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、3番 佐藤 喜明 委員、20番 遠藤 勝幸 委員より欠席の届出がありました。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 小澤 仁 委員、5番 佐藤 繁 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主事を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第55号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。 佐藤 繁 農地専門委員会委員長に報告を求めます。
佐藤 繁 農地専門委員会委員長	第5回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時は、令和5年7月25日火曜日14時50分から川崎農村環

境改善センター4階 会議室において、出席者私ほか農地専門委員11名、事務局 阿部局長、佐藤局長補佐、濱主事で行いました。

協議内容は、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、各種資料により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて、可とする旨を確認しました。

そのほか、荒廃農地等について意見がありました。

以上報告いたします。

議 長

以上で「報告第55号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

次に、「報告第56号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

3ページをお開き願います。

報告第56号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

4ページをご覧ください。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から10ページの第20号までの20件、20名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年8月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「報告第56号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第56号の質疑を終わります。 次に、「報告第57号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。 11ページをご覧ください。 報告第57号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。</p> <p>これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第5号までの5件5筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。</p> <p>なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時現地確認をお願いいたします。</p> <p>届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、農業用施設の整備が4件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第57号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第57号の質疑を終わります。 次に、「議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。 12ページをご覧ください。 議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。 最初に一関地域に係る申請3件です。 第1号については、譲渡人が遠方に居住し、高齢のため耕作管理できない状態にあることから、現在賃貸借により耕作している譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、</p>

売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13 ページをご覧ください。

第3号については、相続人不存在の農地であり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、作業受託している譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13 ページから 14 ページをご覧ください。

第5号については、譲渡人が遠方に居住し、高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人が宅地建物を含む売買により農地を取得し、新たに農業を始めて耕作しようとするもので、売買金額は宅地建物を含み記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第6号については、譲渡人が遠方に居住し、高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15 ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第9号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が宅地建物を含む売買により農地を取得し、新たに農業を始めて耕作しようとするもので、売買金額は宅地建物を含み記載のとおりとなっております。

16 ページをご覧ください。

議 長

17番
松岡 千賀子 委員

議 長

16番
及川 治雄 委員

次に、室根地域に係る申請2件です。

第10号については、譲渡人が当該農地から離れた場所に居住しており、耕作が不便な状態にあることから、自宅が当該農地の隣地にある譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第11号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、現在も当該農地を耕作している親戚関係にある譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

17ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第12号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、12件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第164号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年8月10日、木曜日、午後9時より、現地調査員、農業委員 私 松岡 と農地利用最適化推進委員大越委員、千葉委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課及川主事でございます。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年8月14日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 及川 と農地利用最適化推進委員 佐々

議長

21番
畠山 潔 委員

議長

8番
千田 幹雄 委員

議長

7番
佐藤 想司 委員

木委員、千葉委員、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第4号、第5号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年8月10日、木曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 佐藤委員 私 畠山と農地利用最適化推進委員の佐々木委員、支所職員 千葉主事と行いました。

報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年8月14日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田と農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第7号、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年8月10日、木曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木委員、私 佐藤と農地利用最適化推進委員 渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤農林係長、菊池主事で行いました。

報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

12番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。
調査日、令和5年8月14日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 小野寺主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。
報告内容、第10号、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

9番
畠山 信吾 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。
藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。
調査日、令和5年8月10日、木曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 佐々木委員、私 畠山、農地利用最適化推進委員 畠山委員、支所職員 阿部主事で行いました。
報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
ございませんか。

議 長

(なしの声あり)
なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第164号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可

局長 補佐

申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

18ページをお開き願います。

議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の2件です。

第1号は、申請人が自宅前に離れを建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、申請人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第165号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

松岡 千賀子 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR山ノ目駅から北西に約580mの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、南側が市道、西側が農地及び道となっている。

申請人が自己住宅の離れを建設する計画であり、排水は側溝に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

〔第2号〕 申請地は、一関市役所から南西に約2.5kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側及び西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が共同住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に

議 長

接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第165号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

19ページをお開き願います。

議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請6件です。

第1号は、譲受人が商業用地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、借受人が下水道工事の臨時駐車場及び資材置き場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画地域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

21ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第7号は、譲受人が自宅までの通路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次に、千厩地域に係る申請8件です。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

22ページをお開き願います。

第10号から第12号までの3件は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

23ページをお開き願います。

第13号から第15号までの3件は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

24ページをお開き願います。

第16号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に藤沢地域に係る申請2件です。

第17号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

議 長

17番
松岡 千賀子 委員

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第18号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、18件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。以上で説明を終わります。

以上で「議案第166号」の説明を終わります。

「議案第166号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、一関 I C から北に約100mの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が市道、南側が国道、西側が宅地となっている。

申請人が商業用地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

〔第2号〕 申請地は、J R 一ノ関駅から南西に約3.3 k m の位置にあり、周囲は北側が道、東側が水路、南側及び西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はないと思われま

〔第3号〕 申請地は、一関 I C から南西に約810mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側及び西側が市道となっている。

申請人が公共工事に伴う駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

なお、本工事は、市発注の「磐井川流域関連一関公共下水道清水地区枝線工事」でございます。

〔第4号〕 申請地は、J R 一ノ関駅から東に約1.0 k m の位置にあり、周囲は北側及び南側が宅地、東側が市道、西側が水路

となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第5号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側は宅地、南側が河川、西側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第6号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側及び西側が農地、南側が河川となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第7号〕 申請地は、JR清水原駅から北東に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が山林、南側及び西側が原野となっている。

申請人が居宅進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第8号〕 申請地は、JR清水原駅から北に約600mの位置にあり、周囲は北、東及び南側が農地、西側が道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

議 長
16番
及川 治雄 委員

議 長
8番
千田 幹雄 委員

結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9号〕 申請地は、JR小梨駅から北西に約1.3kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が原野、南側が市道、西側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。〔第10・11・12号〕 申請地は、JR千厩駅から北に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側及び西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。〔第13・14・15号〕 申請地は、JR千厩駅から南東に約3.2kmの位置にあり、周囲は北側が山林及び農地、東側が農地、南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。〔第16号〕 申請地は、JR千厩駅から南東に約2.8kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が農地及び宅地、南側が水路及び農地、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第17号〕 申請地は、藤沢支所から南西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側は道、南側は国道、西側は農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。〔第18号〕 申請地は、藤沢支所から南西に約5.4kmの位置にあり、周囲は北側が農地及び市道、東側、南側及び西側は農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水の

議 長
9 番
島山 信吾 委員

議長

みであることから、周辺農地に影響はないと思われ
ます。
以上です。

議長
4番
小澤 仁 委員
局長 補 佐

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
ございませんか。
4番 小澤委員
第1号 商業用地とありますが、何を目的としているか具体的
に教えてください。
お答えします。

議長

具体に何が建つかという情報はございませんが、その場を整備
して店舗等を建築する用地として貸し出すという計画のよう
です。

議長

よろしいですね。
そのほかございませんか。
(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第166号」を許可相当と決します。

局長 補 佐

次に、「議案第167号 一関市農用地利用集積計画の決定につ
いて」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
25ページをお開き願います。
議案第167号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内
容をご説明いたします。
一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進
法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。
この制度は4月1日の農業経営基盤強化促進法改正により廃止
されましたが、経過措置として2年以内はこれまで同様の取り扱
いができるものです。
26ページをお開き願います。
本議案に係る申請は、所有権移転が1件、農地中間管理機構と

の貸借で個別案件一括方式が 30 件、集団案件一括方式が 56 件です。

最初に所有権移転です。

第 1 号は、花泉地域に係る申請です。

27 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号から 28 ページ第 5 号までの 4 件は、大東地域に係る申請です。

第 6 号は、東山地域に係る申請です。

29 ページをお開き願います。

第 7 号から 36 ページ第 30 号までの 24 件は、藤沢地域に係る申請です。

37 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第 1 号から 47 ページ第 54 号までの 54 件は、千厩地域に係る申請です。

48 ページをお開き願います。

第 55 号から第 56 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 167 号」の説明を終わります。

なお、〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 6 号について、佐藤 想司 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 167 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 6 号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

		よって「議案第 167 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 6 号を除き可と決めます。
議	長	次に、「議案第 167 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 6 号について審議いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。
		（午後 2 時 20 分 退室）
議	長	審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 167 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 6 号について、可と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 167 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 6 号を可と決めます。
		佐藤 想司 委員は入室願います。
		（午後 2 時 21 分 入室）
議	長	佐藤 想司 委員に申し上げます。
		「議案第 167 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 6 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 168 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		49ページをお開き願います。
		議案第 168 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は 1 件で、藤沢地域に係るものです。
		申請地は、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 168 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

		報告をお願いします。
		藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。
9 番		藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
畠山 信吾 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
		〔第1号〕 申請地は、藤沢支所から南西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側が墓地及び山林、東側は農地及び道、南側は国道、西側は宅地及び山林となっている。
		平成2年頃から通路、物置及び農機具格納庫として利用しており既に農地性は失われている。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第168号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第168号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第169号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		説明に先立ちまして、大変申し訳ありませんが議案の訂正をお願いいたします。
		51ページ第7号から第11号までの所在地表記が藤沢町藤沢字西深萱となっておりますが、藤沢町黄海字西深萱でございました。
		訂正をお願いします。
議	長	よろしいですね。
		説明をお願いします。
局 長 補 佐		それでは改めて、50ページをお開き願います。
		議案第169号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

51ページをお開き願います。

第1号から第12号までの12件は藤沢地域分です。

この12件は、昨年度の農地パトロールにおいて、再生困難と判定された農地について、土地改良区より非農地対象とすることに異議が出されたため保留としていたものです。

この度、土地改良区との調整が整ったことから、非農地の判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第169号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第169号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第169号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第24回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時27分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員